

消食基第389号
健生食監発1224第1号
令和6年12月24日

各 $\left(\begin{array}{c} \text{都 道 府 県} \\ \text{保健所設置市} \\ \text{特 別 区} \end{array} \right)$ 衛生主管部（局）長 殿

消費者庁食品衛生基準審査課長
(公 印 省 略)
厚生労働省健康・生活衛生局食品監視安全課長
(公 印 省 略)

「食品中の食品添加物分析法」の改正について

標記分析法については、「食品中の食品添加物分析法について」（平成12年3月30日付け衛化第15号厚生省生活衛生局食品化学課長通知）の別添「第2版 食品中の食品添加物分析法」により定めているところです。

今般、科学的知見に基づき見直しを行い、「第2版 食品中の食品添加物分析法」を下記のとおり改正したので、関係者への周知方よろしく申し上げます。

記

- 1 食品添加物分析法各条の「キシリトール」、「D-ソルビトール」及び「D-マンニトール」を削除し、別添1の「キシリトール、D-ソルビトール及びD-マンニトール」の分析法を加える。
- 2 食品添加物分析法各条の「クエン酸及びその塩類」、「コハク酸及びその塩類」、「氷酢酸及び酢酸ナトリウム」、「DL-酒石酸、L-酒石酸及びその塩類」、「乳酸及びその塩類」、「フマル酸及びフマル酸一ナトリウム」及び「DL-リンゴ酸及びDL-リンゴ酸ナトリウム」を削除し、別添2の「クエン酸、コハ

ク酸、酢酸、酒石酸、乳酸、フマル酸、リンゴ酸及びそれらの塩類」の分析法を加える。

3 食品添加物分析法各条の「亜鉛塩類」の分析法について、別添 3 のとおり改める。

4 食品添加物分析法各条の「オレイン酸ナトリウム」の分析法について、別添 4 のとおり改める。

5 食品添加物分析法各条の「 β -カロテン」の分析法について、別添 5 のとおり改める。

6 本通知は、令和 6 年 12 月 24 日から適用すること。ただし、令和 7 年 12 月 23 日までの間は、なお従前の例によることができる。